

都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】

企画提案審査会設置要綱

制定 令和7年8月8日施行 7都市政緑第228号

(目的)

第1 駅等を利用する都民や東京を訪れる観光客が緑を通じてゆとりと潤いを体験することや緑の効果をPRし都市観光機能を強化することを目的に、これまで緑化されてこなかった空間を緑化するとともに、屋内空間等の緑化の推進に必要となる知見の収集と、その課題等を検証するため、交通結節点となる鉄道施設の屋内空間や公園等につながる通路、人工地盤上を緑化し、効果検証を行う事業者の選定に関する審査を行う会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 審査会の所掌事項は、東京都が申請のあった事業者の中から本事業の事業者に適した者を審査し、選定することに関する事項とする。

(委員等)

第3 審査会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 審査会に委員長を置く。

3 委員長は、都市整備局都市づくり政策部長をもって充てる。

4 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の出席)

第4 審査会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見を聴き、又は説明を求めることができる。

2 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、委任状により代理者を出席させることができる。

3 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が定める者とする。

(委員委嘱期間)

第5 委員の委嘱期間は、委員委嘱の日から1年以内とする。

(会議の招集)

第6 審査会は、委員長が招集する。

2 審査会は、対面、オンライン又は対面とオンラインの併用により開くことができる。

(禁止事項)

第7 委員は、審査会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、委員長が必要と認める場合を除き、事業者選定終了までの間に、本事業に関して事業者と個別に接触してはならない。

(庶務)

第8 審査会の庶務は、都市整備局都市づくり政策部緑地景観課において処理する。

(雑則)

第9 この設置要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年8月8日から施行する。

別表 1

◎委員	東京都都市整備局都市づくり政策部長	
委員	岩崎 寛	千葉大学 大学院園芸学研究院 食と緑の健康創 成学講座 教授
委員	千葉 千枝子	淑徳大学 経営学部 観光経営学科 教授
委員	東京都都市整備局総務部企画技術課長	
委員	東京都都市整備局都市基盤部街路計画課長	
委員	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長	
委員	東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長	

◎：委員長

(事務局)

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課